

平塚市環境基本計画等改定業務委託公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「平塚市環境基本計画等改定業務委託」における優先交渉権者を特定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 提案者選定及び候補者の特定に係る審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員及び審査委員会の運営については、「平塚市環境基本計画等改定業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」の定めるところによる。

(2) 企画提案、事業実施能力等に関する審査

ア 各項目における評価点の合計点は100点とする。

イ 審査項目及び配点は、別紙「審査項目及び評価内容」のとおりとする。

(3) プロポーザル審査の対象

プロポーザル提案者からの提案書等の関係書類並びに説明(プレゼンテーション)及びヒアリングとする。

(4) 優先交渉権者の特定方法

各審査委員の「プロポーザル審査表」における採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、提案限度額の範囲内で契約候補者を順位づけする。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、提示された見積金額により順位を決定する。見積金額においても同額であった場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

(6) 最低基準

各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合又ははない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和6年4月30日から施行する。

審査項目及び評価内容

	審査項目	審査の視点	配点
事業者	1 配置人員、実績	当該業務を遂行するための具体的な人員配置及び担当者の有している知見が記載されているか。 過去の類似業務に係る実績があるか。	10
提案書	2 提案内容	本市の状況や本市を取り巻く状況の変化、現在の関連計画の課題点等を把握し、気候変動対策、資源循環、生物多様性の確保・自然共生、市民の意識啓発や環境学習、事業者の行動を促すための具体的な提案が記載されているか。 市民や市内事業者等の意見を計画や施策にどのように反映するか具体的な提案がされているか。 現行計画の内容や関係法令及び他の計画との関係を理解し、気候変動適応計画を包含するための考え方が提案されているか。	30 (傾斜×3)
	3 作業工程	提案された作業工程が成果品の納期と整合のとれたものであるか。	10
見積	4 見積の価格及び項目	実施要領で提示した上限を超えた額でないか。 個々の項目の計上額が合理的かつ適正か。 必要な経費が計上された中で、コストが抑えられているか。	20 (傾斜×2)
ヒアリング	5 事業者の意欲	当該業務の受託に向けた意欲があるか。	10
	6 知識・理解度	質問に対する応答が迅速かつ的確であるか。	10
	7 事業者の強み	他事業者にない強みがアピールできているか。	10
		(合計)	100

【その他審査基準】

合計が6割に満たない場合は失格とする。

参考見積額が実施要領2業務の概要(5)で定める上限を超えている場合は失格とする。